

【縣市町村事例】

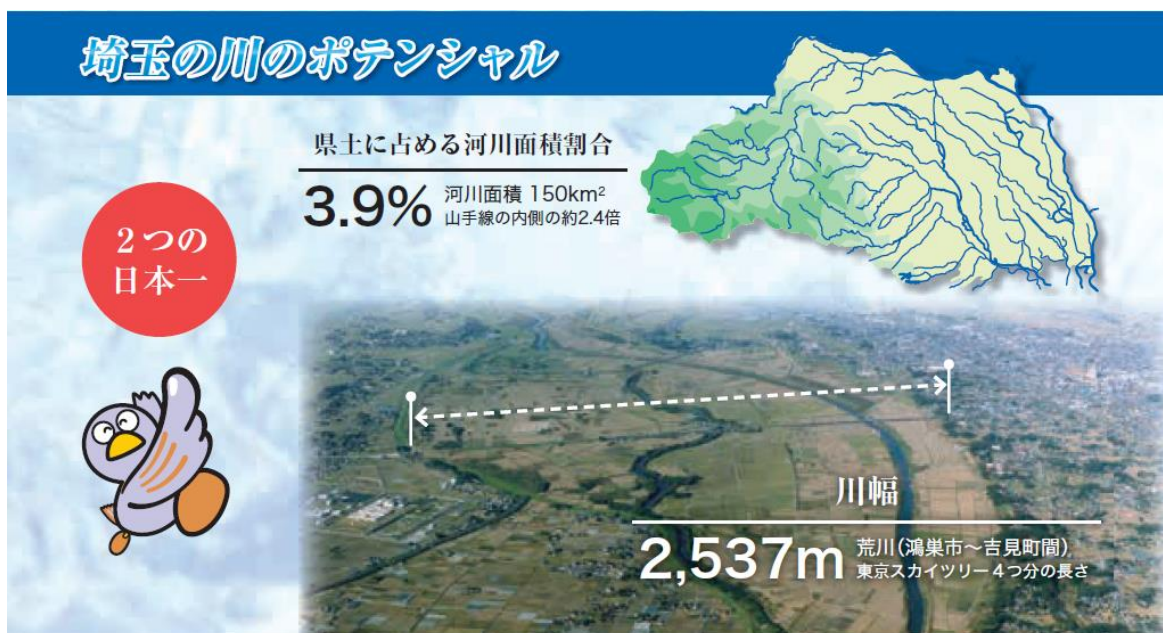
埼玉県における合併処理浄化槽への転換促進について

埼玉県環境部水環境課浄化槽・川の国応援団担当 主幹 原田 英一

1. はじめに

埼玉県には、荒川や利根川をはじめ 161 もの一級河川があり、この河川の面積は県土の 3.9 パーセントを占めて日本一となっています。また、荒川（鴻巣市～吉見町間）の川幅は 2,537 メートルで日本一となっています。生活の身近に川が存在があり、川について 2 つの日本一がある埼玉県はまさに「川の国」です。

一方、川の水質を見ると、生活排水などの流れ込みなどから、改善を図る必要のある川がまだ残っている状況です。そこで、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさと埼玉を実感できる「川の国埼玉」を名実ともに実現するため、県では、生活排水処理施設の整備をはじめ、川の再生に力を入れています。



2 生活排水処理人口普及率 100%を目指して

本県では、市町村と連携・協力して広域的な観点から生活排水処理施設の整備を計画的に進めるための指針として「埼玉県生活排水処理施設整備構想」を策定し、進行管理を行っています。

本県の平成 29 年度末の生活排水処理人口普及率は 91.7%に達し、下水道や農業集落排水の整備が着実に計画的に進んでいます。浄化槽整備区域における単独処理浄化槽の基数も年々減少しているものの、令和 7 年度に生活排水処理人口普及率を 100%にする目標を達成するためには、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換をさらに加速化させる必要があります。

《埼玉県生活排水処理施設整備構想の目標》

- ・ 令和 7 年度に生活排水処理人口普及率を 100%にする。
- ・ 持続的・安定的に生活排水処理のサービスを住民に提供する。

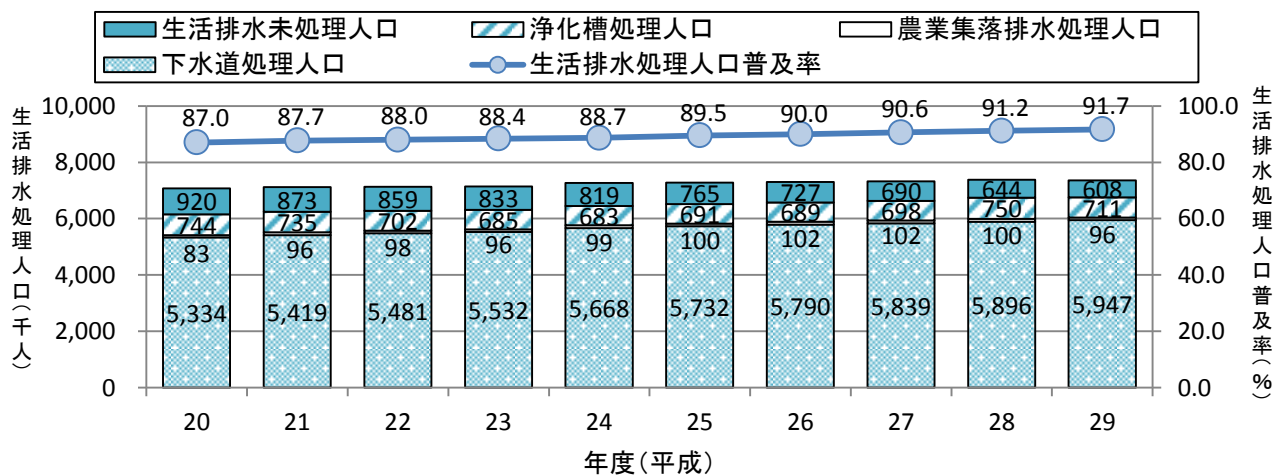


図1 生活排水処理人口の推移

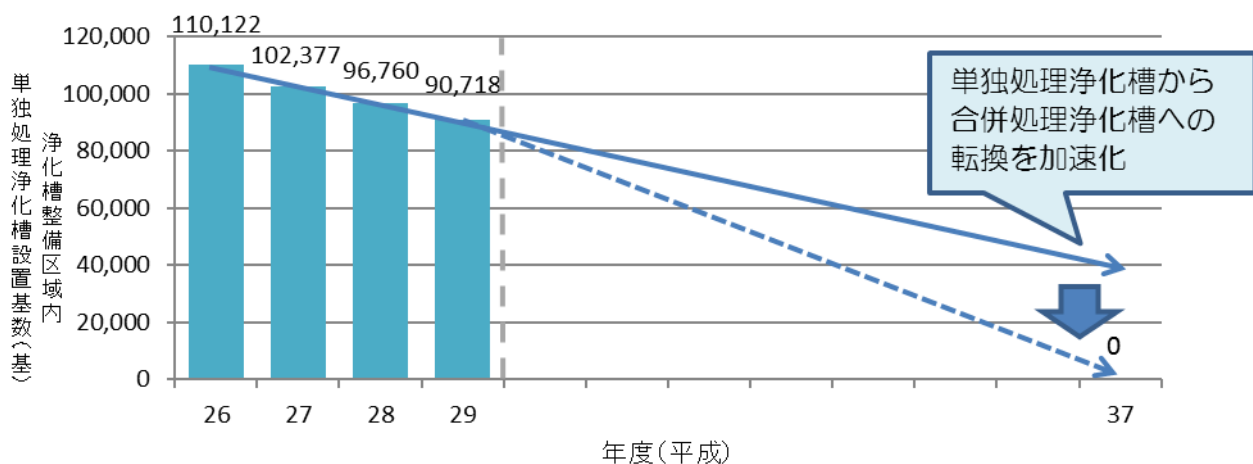


図2 浄化槽整備区域内の単独処理浄化槽の基数の推移

3. 埼玉県浄化槽整備事業補助制度と転換実績

県では、生活排水による公共用水域の汚濁を防止し、水質改善を図るため、浄化槽の整備に係る補助金を市町村・一部事務組合に交付しています。現在の補助内容は次のとおりです。

(1) 補助制度の概要

①市町村整備型

市町村整備型を実施する市町村に対し、市町村負担分の本体・工事費の一部、個人負担分の配管費及び処分費に対して補助

1 基当たり補助単価：緊急生活排水対策重点地域 50 万円、通常地域 40 万円

②個人設置型

合併処理浄化槽に転換する住民に対して直接補助を行う市町村に、本体・工事費の一部、配管費及び処分費に対して補助

1 基当たり補助単価：緊急生活排水対策重点地域 25 万円、通常地域 20 万円、環境保全特別転換地区（※） 50 万円

（※）希少野生動植物の保護等を目的として地区を指定

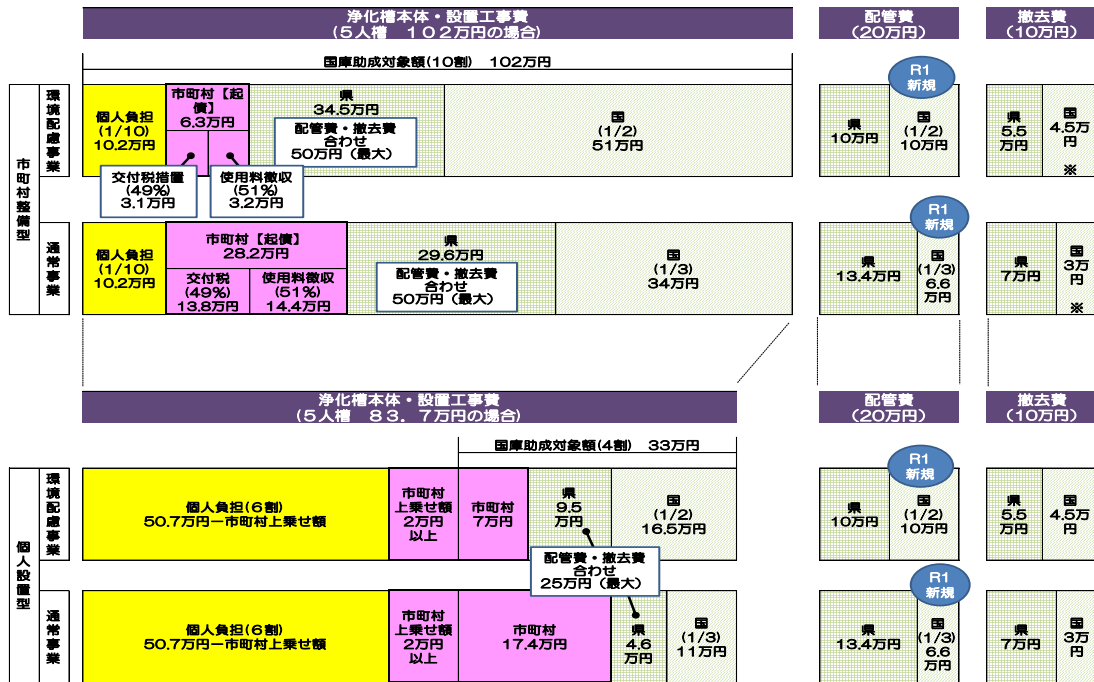


図3 補助スキーム

(2) 補助による転換実績

平成 21 年度以降の補助による転換実績は以下のとおりです。

平成 22 年度までは合併処理浄化槽の新規設置や下水道計画区域における補助も行っていましたが、平成 23 年度に大きく見直しを行い、これらを廃止するとともに、転換促進を重点的に進めるため市町村整備型への補助や、個人負担のネックとなっていた配管費への補助を開始しました。この結果、転換実績が大幅に上がりました。

表 1 転換実績 (平成 21 年度～)

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
市町村整備型	83	37	146	281	276	171	162	140	118	101
個人設置型	566	540	748	932	964	917	1,008	1,011	981	952
計	649	577	894	1,213	1,240	1,088	1,170	1,151	1,099	1,053

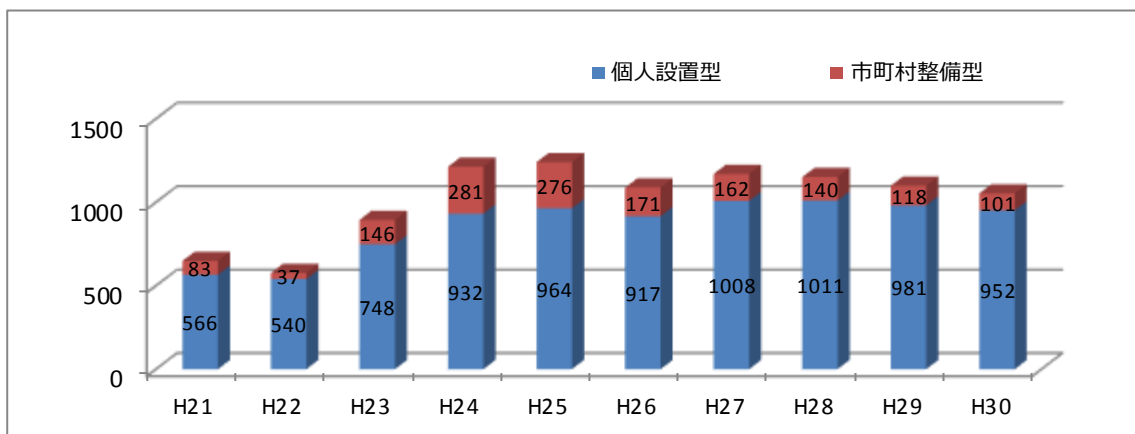


図4 転換実績の推移

(3) 補助制度の特長

本県では、補助制度の効果が十分発揮されるよう次のような工夫をしています。

○配管費補助

国において令和元年度から宅内配管費補助が創設されたが、本県では、個人負担の低減を目的に、平成 23 年度から配管費への補助を導入している。

○定額制の導入

本体・工事費、配管費及び処分費それぞれに上限を設けて補助していたものを、平成 28 年度から、市町村の状況、ニーズに十分な対応ができるよう、合算した額に対し上限を設けた定額制とした。

○市町村整備型への補助を強化

個人負担の低減に繋がる市町村整備型による浄化槽整備を図るため、個人設置型よりも手厚い補助単価としている。本年度からは、国庫助成対象額では賄いきれず、これまで個人が負担していた難工事に係る経費に対し 1 基当たり 20 万円の上乗せ補助を行うこととした。

4 市町村整備型の導入促進

本県では、いち早く市町村整備型の導入促進を開始し、現在 12 市町村が導入しています。嵐山町では民間事業者が設置と維持管理を行う P F I により事業を実施、皆野町と長瀬町は全国唯一、一部事務組合において事業を実施するなど、地域の実情に応じた工夫した取組が進められています。

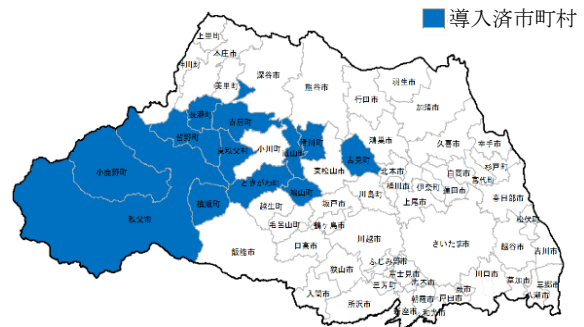


図 5 市町村整備型を導入している市町村

今後、生活排水処理施設の整備を進めていく中で、人口減や財源確保の観点から下水道整備が困難となる区域については、浄化槽整備区域への切り替えが必要となる場合があります。この場合、代替手法として、公共下水道と同様、市町村が整備し、維持管理も実施できる市町村整備型による公共浄化槽整備が適していると考えられます。

また、転換が進むにつれ、難工事を伴うなど転換が困難な世帯の比率が高まることから、転換の加速化を図るためには、それぞれの課題解消の手段として、市町村整備型を市町村全域ではなく一部区域での導入も効果的です。

とりわけ、今年度から国が制度化した「共同浄化槽」のしくみは、これまでの原則の戸別設置から複数戸に 1 基設置を可能にする画期的なものであり、浄化槽設置に係るトータルコストの削減が期待できるものです。これに併せ、浄化槽処理水を「共同放流管」で放流する場合の補助を今年度から創設しました。

市町村整備型の導入に当たっては、設置、維持管理、料金徴収などの業務を担う市町村の事務負担や、財政負担が大きいなどの課題があります。このため、平成 30 年度から、市町村整備型を導入するに当たり新たに生じる使用料徴収事務や必要な調査（P F I 導入可能性調査、浄化槽処理水の排水先調査）に対して補助を創設し、導入を支援しています。

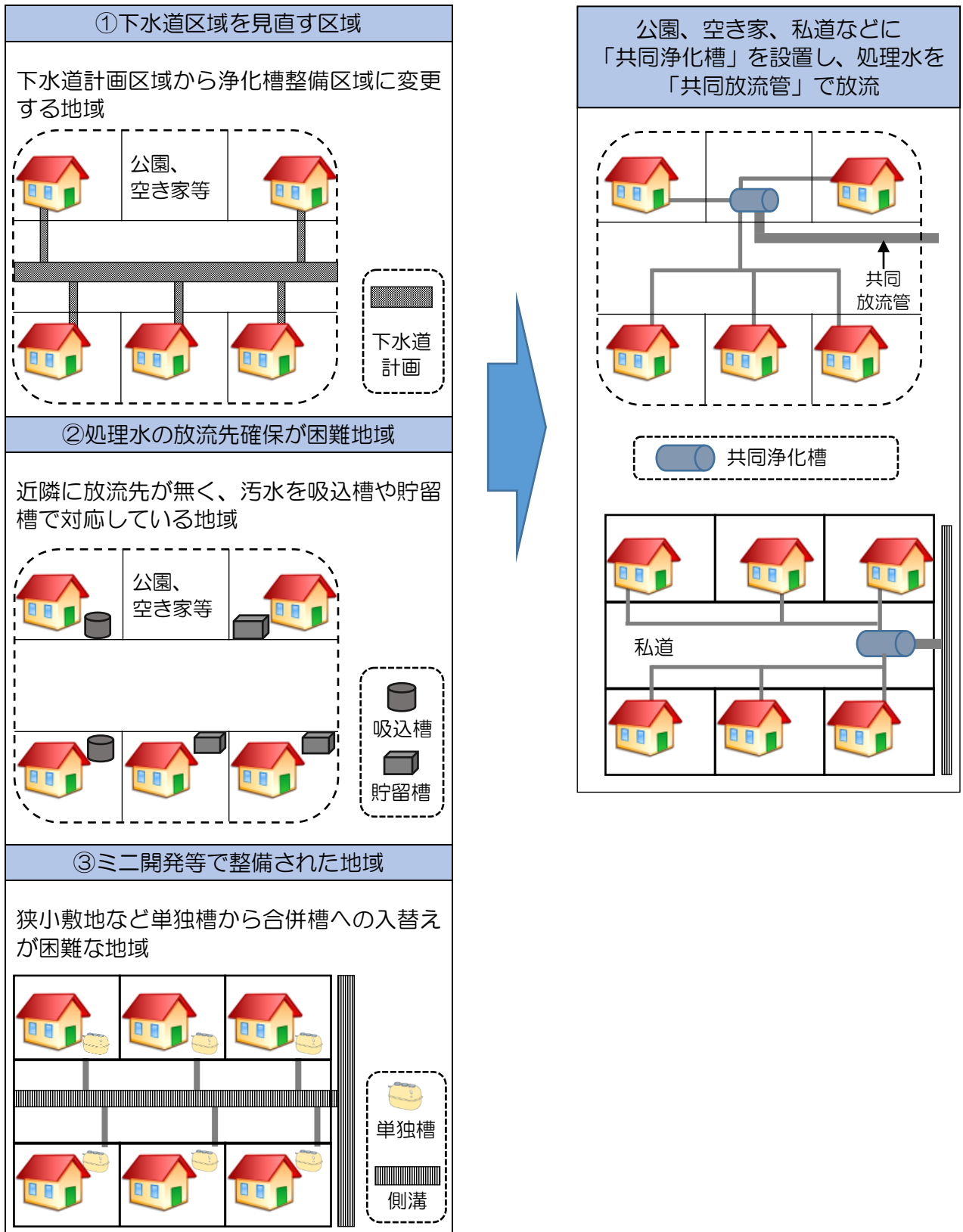


図6 共同浄化槽のイメージ

市町村整備型の導入促進に当たっては、埼玉県ホームページに『埼玉県浄化槽「市町村整備型」導入マニュアル』に掲載し、詳しく説明していますので、御参照ください。

(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/shichousonseibigatamanual.html>)

5. 戸別訪問による転換促進

合併処理浄化槽への転換が進まない要因として、単独処理浄化槽でも水洗トイレであり一定の生活を送る上で支障がないため転換する必要を感じられないことがあります。生活排水が身近な川を汚していることを知らない、転換で身近な川をきれいにできることが知られていないということが原因として考えられます。

このため、昨年度から、特に単独処理浄化槽の割合が多い地域を対象に各戸を訪問して転換の必要性を説明する普及啓発を行うとともに、地域ぐるみで転換を行うことで以前生息していた生き物が戻ってくることを理解していただく取組をモデル的に実施しています。

戸別訪問では、県職員と浄化槽関係業者と一緒に各家庭を訪問し、県からは、転換に係る費用や補助金について、業者からは、おおよその見積金額、工事期間について説明し理解を深めます。

また、地元小学校と連携した生き物調査や水質モニタリング調査の結果を住民説明会や回覧板で周知し、地域の現状を理解していただきます。

これらの取組を短期集中で実施し、成功事例を単独処理浄化槽の割合が多い地域等に展開していくことを考えています。

6. まとめ

本年6月、浄化槽法が改正され、老朽化による破損・漏水などにより公衆衛生に悪影響を与える恐れのある単独処理浄化槽の除却勧告等が可能になりました。これをきっかけに、浄化槽の適正な維持管理と単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の必要性について周知徹底を行い、単独処理浄化槽の一扫を図るチャンスと捉え、合併処理浄化槽への転換促進にさらに取り組んでいきます。

今後も市町村の協力を得ながら、転換による水質改善を図り「川の国埼玉」の実現を目指していきます。